



# 青 森 県 報

号外第五十一号

平成十五年五月十二日 (月曜日)

## 目 次

監査委員

包括外部監査の結果…………… (事務局) …… 1

## 監 査 委 員

### 包括外部監査の結果

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部  
監査人石下雄三氏から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の  
38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成15年 5月12日

青 森 県 監 査 委 員	片 谷 稔
同	橋 本 敏 子
青森県監査委員職務執行者	須 藤 健 夫
同	山 内 崇



平成14年度

包括外部監査の結果に関する報告書

青森県包括外部監査人

石 下 雄 三

# 目 次

## 第1章 包括外部監査の概要

第1	外部監査の種類	2
第2	選定した特定の事件（テーマ）と選定した理由	2
1.	選定した特定の事件（テーマ）	2
2.	選定した理由	2
第3	監査対象とした公の施設等	4
1.	スポーツ関係	4
2.	文化・観光関係	4
第4	監査従事者及び監査実施期間	5
第5	監査の要点並びに主な監査手続と監査の実施状況	5
第6	根拠法令の略称	7
第7	利害関係	7

## 第2章 監査結果総論

第1	総論	9
1.	指摘事項に共通する課題	9
2.	スポーツ関係の指摘事項	11
3.	文化・観光関係の指摘事項	12
第2	指摘事項の要約	15

## 第3章 スポーツ関係の監査

S.	財団法人 青森県スポーツ振興事業団	35
第1	監査の結果及び改善提案（意見）	35
第2	財団法人青森県スポーツ振興事業団の概要	81
1.	法人の概況	81
2.	事業の状況	82

第3	管理委託施設の概要	90
1.	管理委託施設の沿革	90
2.	青森県総合運動公園	91
3.	青森県営スケート場	98
4.	青森県武道館	99
第4	所管課：教育委員会スポーツ健康課の概要	101

#### 第4章 文化・観光関係の監査

A.	社団法人 青森県産業振興協会	104
第1.	監査の結果及び改善提案（意見）	104
第2.	社団法人 青森県産業振興協会の概要	128
第3.	管理施設：青森県観光物産館「アスパム」の概要	137
第4.	所管課：商工観光労働部「文化観光推進課」の概要	139
B.	青森県立図書館	141
第1.	監査の結果及び改善提案（意見）	141
第2.	県立図書館の概要	160
C.	三内丸山遺跡	168
第1.	監査の結果及び改善提案（意見）	168
第2.	三内丸山遺跡の概要	182
D.	白神山地ビジターセンター	186
第1.	監査の結果及び改善提案（意見）	186
第2.	白神山地ビジターセンターの概要	196
E.	青森県立郷土館	202
第1.	監査の結果及び改善提案（意見）	202
第2.	青森県立郷土館の概要	221

## 第 1 章 包括外部監査の概要

- 第 1 外部監査の種類
- 第 2 選定した特定の事件（テーマ）と選定した理由
  - 1. 選定した特定の事件（テーマ）
  - 2. 選定した理由
- 第 3 監査対象とした公の施設等
  - 1. スポーツ関係
  - 2. 文化・観光関係
- 第 4 監査従事者及び監査実施期間
- 第 5 監査の要点並びに主な監査手続と監査の実施状況
- 第 6 根拠法令の略称
- 第 7 利害関係

## 第1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

## 第2 選定した特定の事件（テーマ）及びその選定理由

### 1. 選定した特定の事件（テーマ）

スポーツ及び文化・観光に係る「公の施設等の管理運営」並びに「事業の執行」

### 2. 選定理由

現在の青森県政において最も関心の高い事項であると判断し、既述の2つに係る「公の施設等の管理運営」並びに「事業の執行」について監査テーマに選択した。

青森県は、21世紀に向け「スポーツに親しみ、スポーツに強い青森県」の実現を目指し、平成11年7月に「スポーツ立県宣言」を行った。その結果、これは近年における県行政の重点的なテーマの1つとなり、県民も大きな関心を持ち続けていることから、そのテーマに係るハード（施設等の管理）とソフト（事業の執行）の両面について監査を行うこととした。

青森県は、伝統的にスポーツに熱心であり、先代若乃花・貴乃花を生んだ相撲、卓球王国と呼ばれ世界チャンピオンとなった河野満や、インターハイ6年連続優勝中の高校男子卓球（団体）など、全国的に高い水準のものを持っている。

長い冬というハンデキャップをバネとした県出身選手の限りない可能性への挑戦に、県民の誇りと夢を持ってもらおうとしたのがこの施策だったものとする。県民の誰もが、いつでも、どこでも、スポーツに親しむことのできる社会環境を作り出すことは、一方で福祉日本一を目指す健康作り、青少年の健全育成による人づくり、さらには郷土愛を育むうえで重要な意義があるとの認識が既述の「スポーツ立県宣言」の背景にあるものと考えられる。そして、その延長上に、平成15年2月第5回アジア冬季競技大会が青森県各地の競技施設で開催された。

また、「文化観光立県宣言」が平成10年7月に出されている。

三内丸山遺跡を県内に有し、十和田湖や秘境下北並びに世界遺産に登録された白神山地等の美しい自然環境や太宰治、寺山修司、石坂洋次郎等の青森県を代表する文学者を輩出している青森県民が、自らの文化に誇りを持ち、また、県外の人々に心の癒しと感動を与えることを通して観光の増進に力を入れて行こうとする施策が「文化・観光立県」構想であると理解されている。

この施策には、文化観光の振興を通じて県産品の消費拡大や雇用の創出、生き生きとした地域作り・人作りにより県経済や青森県の発展を図るとの認識が背景にあると述べられている。

このように県行政が力を入れている「スポーツ立県」と「文化観光立県」構想は、同時に県民にとっても関心の高い行政施策の1つであり、これらに係わる具体的側面、すなわち、現場での公の施設等の管理運営並びに事業の執行過程の妥当性を監査することは有意義であると考えたので、今回の包括外部監査のテーマに選択した。



### 第3. 監査対象とした公の施設等

#### 1. スポーツ関係

##### S. 財団法人 青森県スポーツ振興事業団

- ① 管理委託団体：財団法人 青森県スポーツ振興事業団（以下「事業団」という。）
- ② 管理委託施設
  - a. 青森県総合運動公園（以下「運動公園」という。）
  - b. 青森県営スケート場（以下「スケート場」という。）
  - c. 青森県武道館（以下「武道館」という。）
- ③ 所管課：スポーツ健康課

#### 2. 文化・観光関係

##### A. 社団法人 青森県産業振興協会

- ① 管理委託団体：社団法人 青森県産業振興協会（以下「振興協会」という。）
- ② 管理委託施設：青森県観光物産館「アスパム」（以下「アスパム」という。）
- ③ 所管課：文化観光推進課

##### B. 青森県立図書館（以下「県立図書館」という。）

県直営・所管課：生涯学習課

##### C. 三内丸山遺跡（以下「三内丸山」という。）

県直営・所管課：文化財保護課・都市計画課

##### D. 白神山地ビジターセンター（以下「ビジターセンター」という。）

県直営・所管課：自然保護課

##### E. 青森県立郷土館（以下「郷土館」という。）

県直営・所管課：文化財保護課

## 第4. 監査従事者及び監査実施期間

### 1. 監査従事者

- (1) 包括外部監査人 石下雄三 公認会計士
- (2) 包括外部監査補助者
- |      |       |       |       |      |     |
|------|-------|-------|-------|------|-----|
| 小原隆平 | 公認会計士 | 谷 篤志  | 公認会計士 | 祐川信康 | 弁護士 |
| 小野寺高 | 公認会計士 | 西谷俊広  | 公認会計士 |      |     |
| 倉成 磨 | 公認会計士 | 吉田柳一郎 | 公認会計士 |      |     |

弁護士は主として監査の実施過程において生じた法律上の問題の相談にのり、調査・検討するため監査に従事した。

### 2. 監査実施期間

自平成14年6月25日 至平成15年3月10日

## 第5. 監査の要点並びに主な監査手続と監査の実施状況

### 1. 監査の要点

包括外部監査の実施にあたっては、法2条14項及び15項の趣旨に鑑み、「外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及びその経営に係わる事業の管理が、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしているかどうか、その組織及び運営の合理化に努めているかどうか、他の団体に協力を求めてその規模の適正化を図っているかどうか」を主眼としつつ、具体的には、下記の諸点を監査の要点として監査を実施した。

- (1) 法令に対する合規性について
- (2) スポーツ及び文化観光関連公共施設の管理運営に係わる経済性と効率性について
- (3) スポーツ及び文化観光関連公共施設の管理運営に係わる有効性について
- (4) スポーツ及び文化観光関連公共施設の行政コストの妥当性について
- (5) スポーツ及び文化観光関連公共施設の金銭及び物品管理の適切性について
- (6) スポーツ及び文化観光関連公共施設の委託業務の妥当性について
- (7) スポーツ及び文化観光関連公共施設の会計処理／報告の妥当性について
- (8) スポーツ及び文化観光関連公共施設の収支状況／財務内容の重要な増減について
- (9) スポーツ及び文化観光関連公共施設の利用状況の推移について

## 2. 実施した主な監査手続

- (1) スポーツ及び文化観光関連施設の現地調査
- (2) スポーツ及び文化観光関連事業／施設の関係書類の閲覧
- (3) スポーツ及び文化観光関連事業／施設関係者への質問
- (4) 他の同種施設との比較／施設の単位指標当たりのコスト計算
- (5) スポーツ及び文化観光関連事業／施設に於ける現金等価物と物品の実査
- (6) 必要に応じ金融機関への確認／内部統制の整備・運用の評価
- (7) スポーツ及び文化観光関連事業／施設に関する委託業務の契約プロセスの分析
- (8) 5カ年収支状況及び財務内容の時系列比較、分析
- (9) マスコミ関連資料・各種統計資料を用いての評価、分析

※ 現地調査にあたっては、事前にレクチャーを受け、必要な資料作成を依頼し、監査対象に合致した監査マニュアルを作成した上で実施した。

## 3. 監査の実施状況（県庁及び施設往査分）

（平成14年）	（監査場所等）	（監査人）
6月25日	県庁外部監査人室（事前準備）	（石下、小原、倉成、谷）
7月 2日	県庁外部監査人室（事前準備）	（石下、小野寺、倉成）
7月10日	県庁外部監査人室（事前準備）	（石下、小野寺、倉成）
7月16日	事業団の監査	（石下、小原、小野寺、倉成、祐川、谷）
7月17日	事業団の監査	（石下、小原、小野寺、倉成、谷）
7月18日	運動公園の監査	（石下、小原、小野寺）
7月23日	スケート場の監査	（石下、小野寺、倉成）
7月24日	武道館の監査	（石下、小原、倉成）
7月30日	事業団の監査	（石下、小原、小野寺、倉成、祐川）
8月27日	県庁外部監査人室（スポーツ健康課）	（石下、小原、小野寺、谷）
8月28日	県庁外部監査人室（スポーツ健康課）	（石下、小原、小野寺、谷）
9月20日	振興協会・図書館（事前説明）	（石下、倉成）
10月 1日	振興協会（アスパム）の監査	（石下、小原、小野寺、倉成、西谷、吉田）
10月 2日	振興協会（アスパム）の監査	（石下、小原、小野寺、倉成、吉田）
10月 7日	図書館の監査	（石下、小原、小野寺、倉成、谷）
10月 8日	図書館の監査	（石下、小原、小野寺、谷）
10月 9日	図書館の監査	（石下、小原、小野寺、倉成、谷）
10月15日	振興協会（アスパム）の監査	（石下、小原、倉成、西谷、吉田）

10月16日	振興協会（アスパム）の監査	（石下、小原、倉成、西谷、吉田）
10月22日	県庁外部監査人室(事前説明) （三内・白神・郷土館・所管課）	（石下、小野寺、倉成）
11月 5日	三内丸山の監査 県庁外部監査人室（文化財保護課）	（石下、小原、小野寺、倉成、谷）
11月 6日	三内丸山の監査 青森県土整備事務所 /都市公園事務所	（石下、小原、小野寺、倉成、谷）
11月 7日	同上 / 三内丸山遺跡	（石下、小原、小野寺、倉成）
11月19日	白神山地ビジターセンターの監査	（石下、小野寺、倉成）
11月20日	白神山地ビジターセンターの監査	（石下、小野寺、倉成）
12月 3日	郷土館の監査	（石下、小原、小野寺、倉成、西谷）
12月 4日	郷土館の監査	（石下、小原、小野寺、倉成）
12月 5日	郷土館の監査	（石下、小原、小野寺、西谷）

上記の他、監査計画の立案・調整についての会議を持つのみならず、各監査担当者は、それぞれ必要に応じ、現場での監査手続の補完分析、監査調書の整理及び報告書の作成を各自の事務所で行った。

## 第6 根拠法令の略称

本文中、法令は次の略にて記載している。

地方自治法	「法」
地方自治法施行令	「令」
地方自治法施行規則	「規則」
青森県財務規則	「財務規則」

## 第7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第 2 章 監査結果総論

### 第 1 総論

1. 指摘事項に共通する課題
2. スポーツ関係の指摘事項
3. 文化・観光関係の指摘事項

### 第 2 指摘事項の要約

## 第1 総論

スポーツ、文化・観光に関わる「公の施設等の管理運営」並びに「事業の執行」について、日本公認会計士協会の「地方公共団体の外部監査人のための外部監査のガイドライン」に準拠して監査を実施した。

実施した監査の範囲に関し、法規性、経済性、効率性及び有効性についての指摘事項（主として問題点の指摘であり、改善されるべき事項である「監査の結果」と改善が期待される具体的方策等の「改善提案」とからなる）の総数は70事項に及んだ（70事項中に含まれる問題点数としては96点：スポーツ23点，文化観光73点）。それ以外については、県及び県関連のスポーツ・文化観光の事業活動は宣言・構想の趣旨や関係諸規則に沿って適切になされていたものと判断している。

### 1. 指摘事項に共通する課題

#### 1) 利用・役立ち（成果）と見合わない支出・活動状況

県及び関連団体は、施設の建設や事業の開始を意思決定するにあたり、それらの利用期間に於ける全体の効用(利用)又は収入と、初期投資額並びに追加的に発生する運営コスト総額が対応・バランスしているかに思いを巡らさねばいけないのみならず、その後においても、その時点に於ける妥当性を常に見直し、予想が崩れた時には必要な是正策の早期実施と場合によっては事業撤退を果敢に決めなければならない立場に置かれていると考えるが、それが十分になされていない。

例えば、郷土館1人1回当たりの利用コストが約24千円にもなっていること、県立図書館の蔵書の45%が過去8年間一度も借り出されていないこと、利用が低迷し宿泊施設稼働率が17%となっている岩木青少年スポーツセンターに対する年間5千万円前後の補助金支出の継続などが挙げられる。

#### 2) 行政コストの高止り傾向

相対的に高コストの県職員によって行政施策の全てを行う必要性はなく、民間等と協力することによって低コストで効率的な行政活動の実現が期待されていると思われるが、その取り組みが十分ではない。結果として、県民に過大な財政負担を強いる事になる。例えば、スポーツ事業団においては、折角外郭団体として運営されているにも関わらず、高い給与水準の県職員が多数派遣され、且つ、県内で相対的に高水準な部類に属する県職員の給与体系をそのまま事業団に持ち込んでいる。又、県立図書館や郷土館においても県内外の同業館種との比較において、同様の問題を抱えている。

### 3) 実質的な経済性追求が停滞している状況

入札制度のあり方について、形式上の合規性は満たしているが、同じ業者が長期に渡って選ばれ続けたり、予定価格算定過程が不十分である等、制度の本来の趣旨が十分機能していないと思われる状況が多く見られた。

例えば、監査対象となった全ての施設において、複数の業務について長期間同一業者の落札が続いていたり、入札後の設計変更で88%増額されているケース、参考見積徴収業者が1社でその業者が予定価格の98%~99%を超える価額で落札している例等がある。

### 4) 行政活動の全体像についての成果と対応コストの開示が不十分

行政活動について情報が開示される場合、一部の情報のみが開示され、ある行政活動の遂行に当たっての総活動コストを算出し、それを成果と対応させて県民に開示し評価判断を仰ぐという形式が取られていない。その結果として、納税者・県民が行政活動を正しく判断しにくい状況がある。

例えば、アスパムでは、単体の収支差額では350万円のマイナスであるが、県は実質的に年間1億円のコスト負担をしている。しかし、それを公表資料から知ることは出来ない。また、武道館の運営費の公表値は約1億6千万円であるが、総活動コストは約6億5千万円と試算される。

### 5) 財産管理の水準が必ずしも高くない

予算作成のプロセスでの情熱と比べ、その予算執行の結果生じる県民の財産を記録把握し、物理的に管理していくという民間では常識と思われる体制が充実しておらず、又、それに対する関係者の意識も十分高いとは感じられない（原因の1つとして地方自治体が採用する「単式簿記」が考えられるが、単式簿記には様々な限界があり、東京都は平成18年度から一般・特別会計に「複式簿記」を導入することになっている）。例えば、スケート場の氷面削整機（直近の取得価額1,470万円）は、現物は2機しか存在しないが、帳簿上では3機計上されていた。廃棄にあたり、知事の承認が必要な手続きと位置づけられているにも関わらず、手続きがないまま現物だけが廃棄されている。

### 6) 表面的な合規性とは異なる想定外の運用実態

法規則の要請を表面上は満たしてはいるが、期待された実質的な活動がなされていない状況が見られる。例えば、スポーツ事業団の年二回の最高意思決定機関である理事会が、1回目は18人中7人が、又2回目は10人が欠席し、委任状の提出で済ませている。

なお、既述の批判的意見とは別に、文化財や観光資源に恵まれ、雪国に適合したスポーツの伝統に着目し、県民に方向性を提示・活動する県行政の姿勢は評価し得るし、冬季アジア大会の実現、及び今回監査の対象としたスポーツ・文化観光に関する事業執行についての一定の定量的な成果の創出等、関係者の努力を評価したい。

(参照：スポーツ及び図書館のデータについてのNOTE)

尚、「意見」に関する部分は「監査の結果」との関連性を重視する観点より、下記指摘事項の中で「改善提案」として記載し、基本として、「監査の結果」と区分して記載するように努めたが、重要性の観点より一緒にまとめて述べている場合もある。

## 2. スポーツ関係の指摘事項

( )内は要約の記載ページを示す。

### S. 財団法人 青森県スポーツ振興事業団

1. 事業団の人員構成と経済効率性 ■年間1億円を超える影響額(15)
2. 事業別予算と事業別決算額の対比 ■予算額と決算額の対応が出来ないシステム(19)
3. 発生主義のコスト指標と建設時の事業計画 ■年度支出予算の数倍のコスト負担(15/19)
4. 委託業務に関わる入札制度の有効性 ■多くの5年連続同一落札業者(30)
5. 理事会機能のあり方 ■理事会に出席出来ない理事の選任(19)
6. 利用者数の減少と施設の方向性 ■利用目的の変更と廃止の検討(20)
7. 収支差額ゼロの収支報告と事業団の経営体質 ■事業団運営上の意識改革(20)
8. 補正予算の決議方法 ■理事会による事後承認(20)
9. 物品の管理手続 ■物品管理意識の高揚が望まれる(25)
10. スポーツ事業費補助金の精算手続 ■実際支出額による精算チェックの必要性(21)
11. 利用料収入の取扱 ■独自財源の確保と利用料金・利用形態の見直し(21)
12. 情報公開の充実 ■事業報告書の内容の充実(21)
13. 会計処理に関する4つの問題点 ■引当金の計上他(25)
14. 警備業務のアウトソーシング ■人的警備から機械警備への移行(30)
15. スケート場の貸靴等委託業務 ■利用者減少に伴う実績値に基づく委託(30)
16. 旅費の事務手続 ■承認手続きの遵守(25)
17. 倉庫の無償貸与 ■申請、承認手続きの確立(25)
18. 利用者増加対策 ■スポーツ関係サービスの分類と増加策(21)
19. マネジメント機能と評価の視点 ■セルフコントロールの必要性(22)
20. 不十分な事務事業評価制度 ■重みある成果指標の位置づけ、撤退基準設定の必要性(16)



### 3. 文化・観光関係の指摘事項

( )内は要約の記載ページを示す。

#### A. 社団法人 青森県産業振興協会

1. 適法な登記手続の要請 ■登記すべき事項の長年にわたる未登記(25)
2. 理事会機能と理事会議事録 ■議事録のない理事会の存在(26)
3. 基本金の法的根拠 ■根拠の不明な基本金(26)
4. 業務委託に係わる契約方法の選定 ■随契にする理由の合理性(26)
5. 指名競争入札の参加者資格要件 ■コスト削減機会を狭める仕組み(30)
6. 入札手続における参考見積の徴収 ■参考見積徴収業者が落札者(31)
7. 入札結果検証制度の整備 ■競争原理の機能の確保(31)
8. 収益事業への人件費等の配賦基準 ■論理的な配賦基準による配賦の必要性(26)
9. テナント・会議室貸付と収益事業課税 ■税務上の取扱の再検討(26)
10. テナント入居の届出 ■県の承認手続の欠如(26)
11. アスパムを通じた観光促進コストと成果 ■県負担アスパムのコストは1人142円(16)
12. 情報公開に関する準備 ■指導監督基準による情報公開への不適応(27)
13. 内部統制に関する6つの問題点 ■財務規定に準拠していない現預金の管理他(22)
14. 計算書類に関する6つの問題点 ■事業費のない収支計算書他(27)
15. 会計処理に関する14の問題点 ■規定が要請する減価償却手続の欠如他(27)

#### B. 青森県立図書館

1. 県立図書館の現状と課題 ■8年間全く貸出のない図書が全体の45%(22)
2. 図書の収蔵能力 ■6年半で増築が必要(23)
3. 近代文学館における特殊資料の現物チェック ■太宰草稿等の管理の充実(23)
4. 県立図書館における人件費の範囲 ■図書館の負担とすべき勤務者の人件費(23)
5. 人件費の経済性・効率性の改善 ■歳出予算の43.6%が人件費(17)
6. 図書、特殊資料、物品の付保 ■付保の規定がない県のリスク管理(23)
7. 郵便切手等の保管限度 ■無制限でも規定上は問題のない現状(17)
8. 委託業務の指名競争入札 ■5業務につき5年間同一業者落札(31)
9. 県立図書館の運営コスト ■図書館の利用には1人1回2千円のコスト(17)
10. 美術品の貸出手続 ■財務規則に準拠した貸出手続の必要性(27)
11. 備品の管理 ■未使用物品の事後手続の処理(28)

## C. 三内丸山遺跡

1. 管理運営組織の複雑性と課題 ■ 県土整備部と教育庁による運営(24)
2. 利用者・見学者数の遞減傾向 ■ 縄文時遊館オープン後の対応(24)
3. 遺跡に係わる製作品の管理 ■ 物品計上されていない模型やレプリカ(28)
4. 委託業務における予定価格の算定 ■ 根拠が曖昧な予定価格の算定(31)
5. 委託業務の指名競争入札 ■ 90～99.88%の高い落札率の現状(31)
6. 設計変更に伴う契約変更事務 ■ 入札1月後、落札者に78%増額の変更契約(28)
7. 低入札価格調査制度の適用 ■ 予定価格の再吟味による経済性の追求(32)
8. 予算統制制度のあり方 ■ 事業単位で承認されながら事業間で予算の融通(28)
9. 遺跡標識の石碑の財産区分 ■ 土地に含まれた遺跡標識の石碑(28)
10. 物品の管理状況 ■ 現物と台帳の不一致(29)

## D. 白神山地ビジターセンター

1. 入札時におけるアフターコストの検討 ■ 業者選択が難しい保守契約(32)
2. 随意契約による予定価格の役割 ■ 制度の趣旨に十分応えない処理(32)
3. 清掃業務委託契約 ■ 経済性改善の余地大(32)
4. 展示品の取扱 ■ 実態を客観的に表さない会計処理(29)
5. ビジターセンターの運営コスト ■ VC利用、1人1回4,100円のコスト負担(17)

## E. 青森県立郷土館

1. 利用者増加対策 ■ 利用者数対策(=成果志向)の長期的な欠如(24)
2. 職員費の経済性 ■ 他県を大幅に上回る職員費(18)
3. 郷土館の運営コスト ■ 1人1回24,000円の高額観覧コスト(18)
4. 図録等印刷物の制作 ■ 図録の製作部数の管理(18)
5. 委託費の指名競争入札 ■ 委託2業務で同一業者5年落札、他の1業務も5年間同一業者落札(33)
6. 特別展期間中の来館者数 ■ 平成13年度の大きな落込み(24)
7. 委託費に含まれる物品の計上 ■ 人件費を含まない展示品原価(物品評価)(29)
8. 廃棄予定備品等の処理 ■ 未使用物品の放置(29)
9. 会計科目の適正表示 ■ 免震装置の設置は物品購入費(29)